



復旧・復興に向けた新たな取組

取組 01

民間借上げ型住宅供給を積極的に活用

震災による住家等の被害は、本県で全壊・半壊を含めて23万棟を超え、多くの被災者が住まいを失い、避難所に身を寄せました。

被災者にとって、住まいの確保が復旧・復興の第一歩であり、災害救助法による応急仮設住宅(プレハブ住宅)の供与が急がれましたが、必要数のプレハブ住宅の建設には一定の時間を要すること、安全な場所に建設用地を確保することが困難であったこと

など、必要戸数の確保には相当の時間を要することが予想されたため、自治体が民間住宅を借り上げて被災者に供与する「民間借上げ型住宅(みなし仮設住宅)」が活用されました。

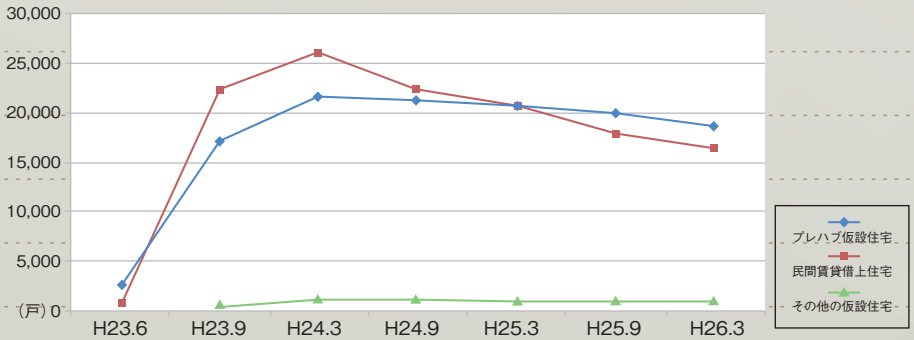
被災者への迅速な供与が推進され、比較

的、被災者の多様な住宅ニーズに対応できるなどの利点がある反面、被災者が県外を含めて、分散したために、所在等の把握が困難となったほか、被災地域からの人口流出等が課題となりました。



写真:みなし仮設住宅(民間企業の社宅)(仙台市)

■グラフ: 応急仮設住宅の入居戸数の推移



取組 02

グループ補助金による事業者の復旧支援

震災により被災した企業の施設や設備の復旧を支援するため、中小企業がグループをつくり、事業計画を作成し、「地域経済や雇用の維持に重要な役割を果たす」などの条件を満たし、被災地における産業復興のリード役となり得ると県が認められた場合、復旧費

の4分の3の助成を受けることができます。

平成23年6月から募集が始まり、宮城県内では、平成26年3月までに、208グループの3,721事業者に、計2,317.7億円が交付決定されました。



写真:グループ補助金で整備された共同水産加工施設(南三陸町)

■表: 中小企業等グループ補助金による支援状況(平成26年3月末現在)

年度	予算額 (国費県費合計)	認定件数	当初 交付決定額	完了	
				上段: 事業者 下段: 支出額	進捗率 上段: 同左 下段: 同左
23年度 (1次~3次)	1,218.2億円	65グループ 1,192事業者	1,195.7億円	1,067事業者	90%
				980.3億円	86%
24年度 (5次~7次)	1,005.0億円	114グループ 2,278事業者	1,011.5億円	1,397事業者	62%
				507.6億円	53%
25年度 (8次~9次)	355.2億円	29グループ 251事業者	110.5億円	10事業者	4%
				2.1億円	2%
合計	2,379.2億円	208グループ 3,721事業者	2,317.7億円	2,456事業者	67%
				1,490.0億円	67%

※4次は福島県のみ実施

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの
 復旧・復興を速やかに力強く推進するため、
 前例や既存の枠組みにとらわれない新しい取組が行われています。

取組
03

復興特区制度、復興交付金の創設

被災状況は、地域ごとに異なり、復旧・復興に向けた方向性もさまざまです。そこで、地域の創意工夫に基づく復興を強力に支援する仕組として、「復興特区制度」が創設されました。

制度の活用によって実現できる特例措置には、規制・手続きに関する特例や税制上の特例などがあり、各自治体では、これらの中から、それぞれの地域の被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能なものを選択することができるとされました。また、新たな規制の特例に関する提案もできました。宮城県内では、「民間投資促進特区」や「保健・医療・福祉特区」など、35件の推進計画が国により認定されました。

また、復興特区制度では、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災自治体が作成する計画に基づいた復興まちづくりを財政面で支援する仕組として「復興交付金制度」が創設されました。被災自治体

の復興まちづくりに必要な「被災市街地復興土地区画整理事業」や「防災集団移転促進事業」、「水産業共同利用施設復興整備事業」など、5省庁が所管する40のハード事業(基幹事業)を一つの事業計画書により一括で支援するとともに、基幹事業に関連した自由度の高いソフト等の事業(効果促進事業等)を併せて実施できることとされました。また、国庫補助や地方交付税の加算により地方負担分を全て手当するとともに、基金による執行の弾力化や、交付、変更等の諸手



写真：復興交付金で整備中の災害公営住宅(山元町)

続の簡素化が図られました。平成26年3月までに、県と市町村分を合わせて、11,756億円の交付可能額が配分されています。

■表:復興交付金事業計画の状況 (単位:億円)

		交付申請額	交付可能額
第1回	県	414.1	94.1
	市町村	1,618.3	1,068.3
第2回	県	266.6	256.9
	市町村	522.1	1,161.3
第3回	県	37.3	2.3
	市町村	703.9	802.0
第4回	県	1,256.5	36.5
	市町村	6,470.2	299.9
第5回	県	108.4	188.4
	市町村	1,042.0	1,118.9
第6回	県	7.0	6.9
	市町村	184.7	231.8
第7回	県	274.2	269.8
	市町村	829.3	967.5
第8回	県	27.2	27.2
	市町村	989.6	1,425.8
合計	県	2,391.4	1,589.8
	市町村	12,360.8	10,166.1

取組
04

復興庁の設置



写真：復興庁宮城復興局気仙沼支所の設置(気仙沼市)

復興庁は、平成23年6月に施行された「東日本大震災復興基本法」に基づき、東日本大震災からの一刻も早い復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施するための組織として、翌24年2月に新設されました。

復興庁では、復興に関する国の施策の企画・調整及び実施、地方公共団体への一元的な窓口と支援等の役割を担っています。

また、本県をはじめ、岩手、福島 の3県には、復興局が設置されました。宮城県には、「宮城復興局」が設置されるとともに、石巻市及び気仙沼市に、それぞれ「石巻支所」、「気仙沼支所」が設置されました。